

大阪高等裁判所・第6民事部
裁判長 渡 邊 安 一 殿

公正な判決を求める要請書

大阪地裁第五民事部（山田陽三裁判長，裁判官川畑正文・細川二郎）は、「NTTの違法・脱法のリストラによる異職種・広域配転は無効」と「慰謝料請求」を訴えた事件で、2007(平成19)年3月28日に不当判決を下しました。

原告23名のうち、2名に各80万円、1名に40万円の慰謝料請求を認めたが、残りの原告らの請求を退けました。判決は、リストラそれ自体の必要性についても、配転の必要性についても、ことごとく会社主張をそのまま述べる不当な判決です。

この判決は、年間1兆4千億円もの大儲けをしているNTTのリストラを全面的に認め、「退職強要」を拒否した51歳以上の労働者に対する「報復・見せしめ」目的の異職種・広域配転を容認するものであり、労働者の生活と権利を著しく踏みこむものといわざるをえません。

NTTのような膨大な利益を上げている企業が、いつでも労働者の賃金を引き下げられるリストラを容認することになれば、日本の5千万労働者は生活不安、雇用不安が蔓延し安心して働くことが出来ません。

貴裁判所では、本件配転の究極の前提である、平成14年度以降の「1500億円の赤字予測」に資料も根拠もないことが明らかになるなど、新たな証拠採用も含めて、十分に審理を尽くして公正な判断をされることを強く望みます。貴裁判所の判断が、日本の労働者の働く権利や生活に大きな影響を与えることから、全国の労働者が見守っています。

よって、次の通り要請しますので宜しくお願いいたします。

【要請事項】

- 一、控訴審としての主張・立証を自らの検証に基づいて十分に審理して下さい。
- 二、2007年3月28日の大阪地裁第5民事部（山田陽三裁判長，裁判官川畑正文・同細川二郎）の出した判決の敗訴部分を取り消して、原告らの請求を認めてください。

2008年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名

印

連絡・署名送付先：通信産業労働組合TEL：06-6552-0550 FAX：06-6555-3078

〒551-0002 大阪市大正区三軒家6-17-3 NTT三軒家ビル内